令和６年６月森町議会定例会会議録

１　招 集 日 時　　令和６年６月２６日（水）　　午前９時３０分

２　招 集 場 所　　森町議会議事堂

３　開会・開議　　令和６年６月２６日（水）　　午前９時３０分

４　応 招 議 員

１番議員	増 田 恭 子	２番議員	清 水 健 一
３番議員	佐 藤 明 孝	４番議員	平 川 勇
５番議員	川 岸 和 花 子	６番議員	岡 戸 章 夫
７番議員	加 藤 久 幸	８番議員	中 根 信 一 郎
９番議員	吉 筋 惠 治	10番議員	中 根 幸 男
11番議員	西 田 彰	12番議員	亀 澤 進

５　不応招議員　　なし

６　出 席 議 員　　応招議員に同じ

７　欠 席 議 員　　なし

８　地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸

財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野　了
住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　岩井秀司　　議会書記　森下幹子

10　会議に付した事件

――――――　一般質問

議案第４７号　森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第４８号　森町税条例の一部を改正する条例について

議案第４９号　森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５０号　森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５１号　森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第５２号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第５３号　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

議案第５４号　令和６年度森町一般会計補正予算（第４号）

議案第５５号　令和６年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第５６号　令和６年度森町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第５７号　財産の減額貸付について

議案第５８号　令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）

＜議事の経過＞

議　　長	（　吉筋惠治　君　）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 ここで上下水道課長より発言を求められておりますので、これを許します。 上下水道課長。
上下水道課長	（　小坂一郎　君　）上下水道課長です。 先日の西田議員からの吉川、太田川の濁水問題解消についての再質問の答弁について、一部訂正をさせていただきます。 昨年10月４日に県企業局より発表されました水道水の臭気について、太田川ダムの濁水が原因であり、この対策として活性炭を注入していることについて把握しているかとの議員の御質問に関しまして、承知しているとお答えいたしましたが、活性炭注入につきましては承知しているものの、臭気の原因が太田川ダムの濁水であるとの認識はしておりません。 県企業局によりますと、10月４日の臭気につきましては、数日前から天竜川系において植物プランクトンが算出する臭気物質２－メチルイソボルネオール及びジェオスミンの数値が若干上昇したことを臭気増加の前兆現象と捉えたことと遠州水道の森町以外他の市から４件の苦情があったことから、10月４日に公表したとのことが報告されておりました。 遠州水道の水道水における臭気の問題でございますが、最もその問題が大きかったのが、令和４年９月中旬に発生いたしましたときとなります。 このときの原因といたしましては、天竜川で発生いたしました臭気物質に２－メチルイソボルネオールが原因と特定されており

ます。

当時、寺谷浄水場においては、その低減化対策といたしまして、太田川水系からの取水量を増やして、天竜川水系を希釈することによって対応しておりました。

臭気物質につきましては、毒性がございませんので健康への影響はございませんが、臭気物質の発生原因となる植物プランクトンについては、水温、気温、天気などの自然現象により増減するため、予測が困難であります。

このため、現在では水質等の状況に合わせまして、天竜川水系と太田川水系を調整して取水するとともに、臭気物質に増加傾向が見られた場合には、活性炭注入によって除去しております。

今後も、天竜川と太田川二つの水源を持つ利点を最大限に生かして、安全・安心な水道水の供給がなされますよう受水５市町と連携いたしまして、県企業局に要望してまいります。以上でございます。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）日程に入ります。

それでは、６月定例会３日目に引き続き、日程第１、一般質問を行います。

２番、清水健一君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

２番議員　（　清水健一　君　）清水健一でございます。

私は通告書のとおり、混合方式で質問をいたします。

質問事項は、平常時の防災についてでございます。

本年正月に発生した能登半島地震は記憶に新しいところでございますが、町では、国県の要請で現地に職員を派遣していただきました。

職員の皆様には大変頑張っていただいたという報告も受けております。本当にありがとうございます。

また、町においても度重なる豪雨水害が発生しております。

加えて、森町も含めた太平洋沿岸は、南海トラフ大地震の震源域でもあるということから、平常時にこそ取るべき対策は、多くあると考えます。

そこで、次の５問について、町の現状をお聞きいたします。

①現状の避難所・避難場所は適切でしょうか。

②森町防災ハザードマップの更新はどのようになっていますか。

③防災会議の情報発信はどのように実施されていますか。

④避難所の備蓄品は想定受け入れ人数分そろっているでしょうか。

⑤浜岡原発31キロメートル圏内の避難所経路の確保はどのようになっていますか。

以上五点でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太田康雄　君　）清水議員の「平常時の防災について」の御質問にお答えいたします。

一点目の「現状の避難場所と避難所は適切か」について申し上げます。

最初に、避難場所と避難所の違いについて御説明いたします。

災害対策基本法では、住民が災害から命を守るために緊急的・一時的に避難する施設や場所として、町が指定する避難場所を指定緊急避難場所としており、森町では16か所を指定しております。

また、町が指定する避難場所とは別に、各自主防災組織が公民館などを一時的な避難場所として定めております。

一方、避難所とは町が指定する指定避難所で、災害により自宅で生活をすることができない避難者が、必要な期間滞在・生活をする施設で、１か所を除き緊急避難場所と相互に兼ねて15か所を指定しております。

具体的には、学校施設や各地区の総合センター、総合体育館、文化会館などの公共施設がこれに当たります。

避難場所・避難所として使用するには、建物が堅牢(ろう)で、一定の人数を収容できることが必要な条件となりますので、それらを考慮した上で、現在の避難場所・避難所を指定しております。

さて、「避難場所・避難所は適切か」という点についてでございますが、避難場所・避難所は、地震のみならず、土砂災害、風水害、大規模火災など、さまざまな災害時に使用することから、災害種別によっては立地などの点で利用に適さない施設もございます。

本来であれば、どのような災害にも対応できる施設を、避難場所・避難所に指定することが理想ではありますが、町内で想定される避難者を収容するための施設数が必要であるため、災害の種別によっては、施設の２階以上を指定するなど、その都度安全に避難できる避難場所・避難所を検討し開設しております。

そうしたことから、現状の避難場所・避難所は、必ずしも最適であるとは限りませんが、災害対策基本法の指定基準を満たしており、限られた公共施設の中では、現在指定している避難場所・避難所は適切であると考えております。

しかしながら、特に山間部におきましては、孤立の問題等もありますので、今一度、指定緊急避難場所・指定避難所について研究・検討をしてまいりたいと考えております。

二点目の「森町防災ハザードマップの更新はどのようになっているか」について申し上げます。

森町防災ハザードマップにつきましては、森町において被害が想定される自然災害について、土砂災害における危険箇所や河川氾濫区域を明示し、避難所等の防災関係施設の位置等を表示した図面で、平成30年３月に作成し、全世帯に配布したところであります。

ハザードマップの更新のサイクルについては、特に定めはございませんが、土砂災害警戒区域などの防災情報が更新された場合などは、変更する必要がございます。

しかしながら、軽微な変更においてその都度更新をすることは難しいため、他の防災情報の変更のタイミングなども考慮しながら効率的に、効果的に更新作業を行う必要があると考えております。

近年では一昨年の台風15号や昨年の台風２号のように、数十年に一度と言われる規模の大雨が頻発し、線状降水帯の発生などにより、土砂災害や水害の危険性が高まっているため、できるだけ詳細な情報を掲載してまいりたいと考え、今年度に入り、県から小規模河川の浸水データの公表に関する通知がございましたので、その公表された情報を盛り込んだハザードマップを作成したいと考えております。

町民の皆様一人一人が災害の危険性を認識し、「自らの命を自らが守る」行動をとるため活用していただけるよう内容を精査してまいりたいと思います。

なお、更新時期につきましては、今後、県から浸水データの提供を受けた上で、補正予算を計上し、お認めいただければ、年度内に新たなハザードマップを作成していく計画で考えております。

三点目の「防災会議の情報発信をどのように実施しているか」について申し上げます。

森町防災会議は、災害対策基本法に基づき定められたもので、町長を会長とし、役場関係課長、県職員、警察、消防、消防団の代表者など、計20人で構成されております。

防災会議では、主には地域防災計画に関する協議や推進を行っており、国の防災基本計画や静岡県地域防災計画の変更に伴い、町の地域防災計画の変更を行っております。

御質問の情報発信につきましては、防災会議での協議を経て更新した「森町地域防災計画」をホームページにて公開するという形で発信しております。

なお、避難情報の変更など、住民に早急に周知すべき事項があ

った場合は、広報もりまちや町内回覧、ホームページ、同報無線、ＳＮＳなどを用いて情報を発信しております。

四点目の「避難所の備蓄品は想定受入人数分揃っているか」についてでございますが、静岡県が作成した第４次地震被害想定調査によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合の森町における避難所への避難者数は、ケースによっての違いはありますが、おおよそ5,000人となっております。

これを基に、町では5,000人分の１日３食、３日分をまかなえるように、合計４万5,000食の非常食を備蓄しており、毎年、賞味期限切れとなる9,000食を更新しております。

その他にも、各指定避難所、拠点防災倉庫には毛布や折りたたみベッド、間仕切りや避難生活に必要な物資や仮設トイレ、発電機、ろ水機などの資機材も地域防災計画に定められた定数を備蓄しております。

また、今年度から女性避難者への備蓄として、生理用品を配備していく計画となっております。

町としての備蓄品の基本的な考え方としましては、災害により指定避難所が開設され、長期避難を想定した場合の備えでありまして、地域防災計画では、緊急的に避難場所として開設した場合の非常食などの備蓄の計画はございません。

緊急的な避難における備蓄品の整備については、スペース的にも、費用的にも難しく、また、小さいお子さんや持病がある人など、それぞれの御事情により必要となる物資は異なりますので、食料や飲料水を含め、災害時に必要なものに関しては、各家庭や職場で備蓄していただき、それを持って避難するということが基本的な考え方となります。

しかしながら、緊急的に避難した場合は、着の身着のままで避難される場合もございますので、今後も状況に応じて柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、自助の部分として、各家庭での備蓄を啓

発していくとともに、町として必要な備蓄品については、引き続き整備を進めて参りたいと考えております。

五点目の「原発31キロメートル圏内の避難経路の確保はどのようになっているか」について申し上げます。

東日本大震災後、浜岡原子力発電所31キロメートル圏内が原子力災害対策重点区域に指定され、これに伴い浜岡原子力発電所周辺11市町において避難計画を策定することになり、森町も原子力災害時に緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）として、牛飼、市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、西組、城北、若宮、梶ヶ谷、鴨谷、南戸綿の各町内会が対象となりました。

平成30年度には町の原子力災害の指針である「森町原子力災害避難計画の方針」を策定し、森町ホームページで公表しております。

避難計画の方針では、避難等の判断基準と実施、避難等の防護措置、避難手段等のほか、各町内会別の避難先や避難経路についても掲載し、主要な避難経路であります県道袋井春野線や太田川右岸の町道から各指定避難所に避難することを明記しております。

原子力災害が発生し、全面緊急事態になった場合、発電所の状況や放射線測定値等の結果、国からの指示により、避難行動をとることとされており、ＵＰＺにおいては最初の避難行動として、屋内避難を実施することになります。

その後、政府原子力対策本部が、緊急時モニタリングの結果などに基づき、避難範囲が特定された後、本部の指示に従い、町の避難計画の方針で示された避難経路により、町内のＵＰＺ圏外の指定避難所に避難することになっております。

町内会別の避難先については、毎年、町内会長様宛てに資料を通知しているほか、各世帯に配布された防災ガイドブックや町のホームページにも掲載をしております。

今後も原子力災害における避難計画については、防災連絡会や

出前講座等を通じて町民に周知をしてまいりたいと考えております。

議員御発言のとおり、平常時にこそとるべき対策は多々ありますので、これからも災害対策における一つ一つの課題解決に向けて取り組んでいく所存でございます。以上申し上げまして答弁といたします。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）詳しい説明も含めた御答弁ありがとうございます。

最後町長が言われた平常時にこそ、いろいろなことができていくというのは、もう皆さんも分かっていると思うのですが、いざとなると目先のことが先に行ってしまうということがあって、やはり自助、自分のことは自分で守らなければいけないという部分については今の説明を聞いていると、しっかりとその部分やっていけばいいなと感じました。

そこで質問でございますけども、避難所については今説明がありましたようにいろいろな災害に合わせた避難所になっているから、全てのこと、これに対して全て当てはまるかということはできないというのは、僕もこれは自分たちもいろいろ避難所とかを見に行きながら、この部分についてはいいけど、この部分は足りないなと思いました。

それは町長がそう把握されておるということは大変ありがたいことで、逆に言えば、今、例えばＡという避難所がこういうことに対しては弱いということに対して、一つずつ問題点を出していき計画を立てて進めていくということになると思うのですけども、これは防災監に聞いた方がいいのかなと思いますけども、その辺の各避難所・避難場所についての不具合、不具合といったらおかしいけども、今言った水害に対しては強いけども、ひょっとしたら地震に対しては弱いかもしれないというような問題点というものを一つずつ洗い出して、今後、改善・対策をしていくとい

う計画はおありでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

避難所・避難場所につきまして、今後それぞれの弱い箇所といいますか、指定されている災害に適したような避難場所・避難所というのを改善していくというか、そういう考えはあるかというような御質問かと思います。

今答弁にありましたようにこの避難所・避難場所の指定につきましては、例えば土砂災害の危険区域であったり、洪水浸水想定区域であったり、様々なそういうリスクを伴うような場所に立地しているというような施設がございます。

それは先ほどの答弁でも承知しているところでございますが、それぞれのこの指定につきましては、対象となる異常な現象の種類というものを、例えば洪水であったり、土砂崩れ、がけ崩れ、土石流及び地滑りであったり、地震、大規模な火災、それぞれ種類ごとに、この災害に対して適しているか適していないか、丸、三角、というようなことで指定がされるということですが、例えば土砂崩れ、土石流危険区域というところにつきましては、校舎の２階以上ならば指定が可能ということで、そのような一つ一つの避難所に垂直避難なら大丈夫だというような場合もございます。

それぞれの避難所の立地を考えながら指定をしていっていますので、そこの避難所の２階へ避難すれば大丈夫だというようなことで、これら改善策というのは、今のところありませんけども、今後各災害の種類によって開設する避難所考えながら検討して開設していくと、今後もそのような考えでおります。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）要するに、問題があれば改善・対策をしていく、もしくは使用の区分をしていくということをしっかりと

考える中にあるのかということをちょっとお尋ねしたかったので。

とは言うものの、多分そうなっていくと思います。そうなっていかなければいけないと思います。

それで次のハザードマップのところにも関連するかもしれませんけど、私今飯田に住んでまして、飯田総合センターのところ、実はセンターの中では50センチメートルから１メートルぐらいの、いざというときのためのマップの色分けはそうでした。

でも実はその施設の外側、１メートルから３メートルとかというような色分けになってますということは、住民がいざ避難をしようといったときにはひょっとしたらそこまで行けないかもしれない。

実はそういうことが実際に台風15号のときにも聞きました。

あの後、あそこまで行こうと思ったけども、家の周りはもう動けなかったということは、早めに避難指示等を出さなければいけないということにもなると思いますけども、避難指示を出すのは森町ではどちらでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

避難指示を出すのはどこかという御質問でございますが、避難指示につきましては災害警戒本部、災害対策本部の判断によって指示を出すということになっております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）警戒レベル、この前更新をされて５段階というのが作られました。

そして警戒レベルの１・２というのは気象庁等が発表するけども、警戒レベル３以上、高齢者等は避難ですよ、レベル４になると全員避難となってますけども、この辺の周知、これを空振りでもいいから早く出さないと、実際に避難する人が避難所まで行け

ないというような現状が、このハザードマップを見るといろいろなところにあります。

それはもう今水害のことだけを取り上げているので、それは当たらないですと言われるのかもしれないですけども、ハザードマップの中にそこに避難しなさいとなってますから。

ということで逆に言えば、警戒レベル３の判断を早くするというようなシミュレーション等も含めて、計画とか訓練はあるのでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

避難レベルによって避難指示の判断を行う訓練等は行っているかという御質問でございますが、これについては年間９月・12月と町の防災訓練も行っているところでございますが、その中でマニュアルがございまして河川の警戒水位、消防団の待機水位であるとか出動の指標となるようなマニュアルがございます。

これによって消防団が待機したり出動したりということも指示したりというのもあります。

この避難指示につきましても、この大雨の状況によって判断していくというものでございますので、これは防災訓練でもそうですし、防災課の中でもマニュアルというものがありますので、その辺を見ながら判断をしていっておりますが、昨今の気象でございますけども、台風等でもう進路が何日前に最接近すると、こういう場合は早めの避難指示といいますか、避難場所の開設はできますけども、急激な大雨というものが最近今増えておりまして、そのような場合、その時間帯にもよりますけども、今早く避難場所を開設するということは心がけておりますけども、その時間とか状況によっても判断しなければいけないということも考えております。

しかしながら、早めの避難場所の開設ということは常に心がけ

ております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）マニュアルというのがあると言いましたけども、そのマニュアルに沿った訓練は行っていますか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

清水議員の御質問にお答えします。

マニュアルに沿った訓練は行っているかということでございますが、基本的にその風水害対して訓練の場合、そのマニュアルが基本になりますので、それに沿った訓練というものを行っているということになります。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太田康雄　君　）防災監の答弁の中でも申しておりますけども、昨今のこの急激な大雨であるとか、また激甚な大雨・降雨、こういった状況を受けまして、マニュアル通りではなく、それよりも早めの避難場所の開設、また避難の呼びかけ、避難場所への移動の呼びかけを行っているところであります。

これについて訓練を行っているかと言われれば、それは訓練はではなくて実践の中で行っているということでございます。

清水議員もおっしゃられたように、空振りをおそれずに早めの避難ということを町が率先して住民の皆さんに働きかけていくという考えで取り組んでいるところです。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）安心しました。ありがとうございます。

ただ、その判断をする基準というのは、やはりその時々でばらばら、要するに自然災害ですから、それは今町長が言われた空振りをおそれないと、目的は町民の生命・財産を守るということでこういうことが決められてるわけですから、今町長の言われたことを、ぜひマニュアル化というか実践をしていってほしいなと思います。

その次に、この避難所のことを長く言ってもあれなのですけども、この前、川岸議員も少し触れていただきましたけども、避難所に女性だとか少数派だとか立場のある人が避難してくると思います。

その中で避難所開設職員や担当者へのハード面の訓練だとかハード面のことはやっていると思うのですけども、そういうことに対するソフト面の人材育成、重要だと重視をするすべきだと思いますけども、町の考えと進捗があれば教えてください。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

避難所・避難場所の担当者への訓練、ソフト面でのそういう取組み・育成等を行っているかというような御質問かと思いますが、昨年の県の参与を招きまして役場職員全体を対象としまして防災研修を行っております。

主な内容としましては、それぞれ災害の通報があった場合に聞き取り方であるとか、様式の記入の仕方、主には具体的な実践の内容だったのですけども、それにプラス県の参与の経験談なども話をして災害の意識の高揚を図っていると、昨年はそういうような取組も行いました。

担当者と言いますと地区防災班というものがそれに当たるかと思いますけども、地区防災班につきましては防災訓練ときに資機材の点検であったり実際に発電機の点検等、その辺も行っているところではありますが、ソフト面というところにおいては、なかなか地区防災班にそういうソフト面の訓練ということまでは今できかねておりますので、今後そのようなことも考えていきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）県で難しい話を聞いてきてやるのでしょうけども、実際に女性を入れてしまえば一番早いです。

女性が一番何に困るか避難所に行ったときにということです。

ですからそういうことも含めて、避難所訓練それから防災課の中も含めて人事にどうのこうの言うわけではないですけども、女性の意見は入ってくる、もしくは少数派の立場の人が見ればその人の意見も聞くという形の避難所の設営というのは求められていくと思います。この①については、以上です。

②についてでございます。

ハザードマップの更新ということで今年必要であれば、予算を組んで更新をしたいということでございました。

確かに15号と２号の台風の結果、ハザードマップも変わってくるのではないかなとも思います。

そういうことも含めて確かに金のかかることなので、度々軽微なところでということかもしれません。

それには町長が言われた必要なところ、それから関係あるところにはきちっと防災無線も含めたいろいろなツールでこういうことを流していくということ、これは町民にとってありがたいことだ思います。

これも調べたときに出てきた話の中で、自分とこの家は50センチメートルのところだった。でも隣は１メートルのところ、境がちょうどあったよと。

だから私のところは安心だけどあなたのところは大変だというような判断をするようなマップになっては面白くないので、隣に１メートルがあったら、自分ところも１メートルぐらい来るかもしれないというようなことで、マップというのは活用していってほしいなと思うので、案外そういう人が、お見えになるとも聞いてます。

これは全国的な話なので森町に限ったことではございません。テレビとか報道でそう聞きました。

やはりこれからマップを作成するにあたって、そういうことも配布するときに活用するときにも実は色別にはしてあるけど、線

は入ってるけれども、実際の雨は線のとおりに降らないというようなことも含めた自助、自分たちで自分たちの命を守る、そのための参考資料ということで、配布をしていただきたいと思います。

その考えというのは、入れていただけますでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

ハザードマップの配布について、その時実際のそれぞれのお宅で自分が危険性というものを認識するようなことも考えていくかというような御質問かと思いますが、確かにこのハザードマップにつきましては色分けをされておりまして、ある程度一軒一軒、見て隣がどうかとそこまでちょっと判断できるようなそういう色分けになるかどうかは分かりませんけども、ある程度エリアで色分けをされておりますので、配布をしてその後、出前講座とか防災連絡会とかでそのように地域の人に御説明する場もございますので、その時にまたこのハザードマップを使いながら、詳細な説明をしていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）そのようにしていっていただきたいと思います。

それでは次に③のところで、防災会議のことについて、防災会議はこれは資料も見ましたけども、80ページから90ページで、すごい分厚いものなので、読んでてそれを各戸配布というわけにはいかないので、今町長が言われたホームページだとか広報だとかそういうような情報発信でいいのかなと思います。

森町地域防災計画は作ると、これはもう災害対策基本法にも書いてあることです。

災害対策基本法というのが災害時の応急対策や災害予防などの役割を明確にすることで、国民の生命・財産を守る。その第42条の規定に基づいて、町民の生活、身体及び財産を災害から保護し、

災害時における社会秩序の維持と公共の福祉確保を図ると。これは森町防災計画に書いてありました。

避難生活の長期化で体調崩すなどして亡くなる災害関連死、これはシステムとして遺族が市町村に申請すると有識者による審議会が開かれ、認定されると災害で直接亡くなった遺族と同じ支援が受けられる制度であると。これは川岸議員も少し触れられておりましたけども、そうですよね。

これ13日の朝日新聞とかウェブにも載ってましたけども、災害関連死認定のための審議会設置については、森町は条例改正を行っていない。

それが努力目標となっていたので遅くなるのは仕方ないのかもしれませんが、災害関連死の認定に町が壁となってはいけないと私は思ってます。

特にこの前の15号のときに静岡市で３人ほど災害関連死を認定されて、それを聞いて藤枝市がすぐ条例を改正したというような情報もつかみました。

そこでお聞きしますけども、一刻も早い条例改正が望まれますけども､町の計画をどのように考えているか開示をしてください。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）福祉課長。

福祉課長　（　小澤貴代美　君　）福祉課長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

災害関連死に関連し､その認定を行って弔慰金の支給について、この条例等に関連して担当しているのは福祉課になります。

私からお答えをさせていただきます。

先日の報道に県下で15市町条例がまだ未改正であるということが載っていたかと思います。議員おっしゃるとおり、この中に森町もございました。

関連するこの未設置の市町ともお話を伺ってきたところ、また森町も現状が、事例がなかったところと、災害時の関連死については流れのイメージがなかなかつかめず、条例化するのになかな

か時間がかかってしまっていたところでございます。

この報道があったもとになったのは、６月11日に県でこの防災に関する様々な研修、それから会議が行われた中で、県からお話があったものでございますが、このような現在能登の災害をもとに県が県下の市町に対していろいろな情報発信をしたり、指導してくださっていることがあります。

この６月11日の会議の中では、もう既に設置している先進的な市町の様子とか、特に静岡市については、こういった流れで条例改正を、審議会の設置を条例に謳ってきましたということでお示しもいただいたところです。

まだ未設置の市町、袋井市、川根本町等にお話を伺いながら、それぞれがやはり手順として、不明な点を静岡市の例をいただきながら解明をしていきながら、関連する市町の流れも確認しながら、今後、早い時期に審議会の設置を条例の中に謳っていきたいと、現在確認をしているところでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）ありがとうございます。

早い時期ということで時期を示していただけませんでしたけども、県のホームページをちょっとずっと読んでいると、例えば有識者がやはり小さい町というところでは有識者がなかなか集めることもできないというようなことも書いてあったのです。

それに対して、県でもその辺の助言というか補助というか、職員を派遣するとか、そういうようなことも含めて記載もありましたので、そういうようなところもしっかり活用されて、年度内に改正するというお答えはできませんか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）福祉課長。

福祉課長　（　小澤貴代美　君　）福祉課長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

こちらの災害関連死に関する審議会の設置を条例に改正として上げていくことについては、今年度中の改正を目指して御提案を

させていただきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）よろしくお願いします。

それではその次、避難所の備蓄品についてのことに入りますけども、これについては僕もいろいろなところを見に行きまして、備品等もしっかりそろっているし、手入れもされているなというところで安心するところでございます。

ただ、それを誰が鍵を開けてどのように出してくるかというのはまだちょっと僕が見に行っただけでは不明でしたけども、この中で廃校も避難所になっております。

廃校の中で次の使い道というかそのようなものも決まり始めていますけども、廃校になったところが今後その保管場所として、機能していくのかどうかは、廃校になって次の人たちが使っているところで、その管理をしていくのは町なのか、それともそこの入ったところの人たちにある程度点検とかもやってもらうのかということも含めてお伺いします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防 災 監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

避難所について、廃校になった場所についての今後の避難所・避難場所としての管理についての質問でございますが、今のところ基本的には利活用の事業者に今後も避難所・避難場所として活用させていただきたいという要望といいますか、そういうお願いをしているところでございますが、今のところ確実に決まってないところがございますので、町としましては今後もその防災倉庫の管理については、事業者が決まっても町で管理をしていくというような考えでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）財政課長。

財　　政　（　鈴木俊久　君　）財政課長です。

課　　長　学校跡地の関係でありますので、私から補足をさせていただき

たいと思います。

今回お願いしています泉陽中の関係でございますが、泉陽中につきましては、相手方と話をさせていただきまして、賃貸借無償貸付の結果、利活用を進めていく段階になりましたら、町と防災協定を結ぶ形でそのまま避難所としての利活用を町でさせていただくということについて進めていくように話をしています。

これについては、相手方もいつ災害が起きるか分からないので早い段階での防災協定の締結をお願いしたいということでお話を伺っておりますので、泉陽中についてはそのまま利用できるとお考えいただければ結構です。

議　　長　（　吉 筋 恵 治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清 水 健 一　君　）早い対応ありがとうございます。

もう一つの三倉小学校のところも決まってるということで早く同じような形でとっていただければなと思います。

その次、五番目のはＵＰＺのところでございますけども、一番最初に申し上げておくのは中部電力さんの浜岡原発がどうのこうのという問題ではございません。

この前の東日本大震災で津波と地震で福島の原発があのような形になったので、あれをもって今原発はだいぶ改修とかいろいろなことをやっているので、国の審査に合格するために一生懸命やっているので、そっちの方の話ではなくて、原発がそういうことで言うと、単独で事故を起こすというのは、例えばテロとかそういうものがない限り、発生しないだろうと、100パーセントではないですけども思いますが、地震とか自然災害による事故が絡むと、それよりは確率が高くなってくるのではないかなと思います。

それで、町長の答弁でありましたまずは屋内に入りましょうと、どこでもそうになってます。

要するに微量でも飛んでくるといけないので、屋内に入りましょうということですが、例えば地震と絡んだ場合に、自分の家がもう既に屋内と屋外が同じような状態になってるところで、家に

収まってもいけないので、例えば僕、東組なので森中へ逃げていかなければいけないのですけども、道もぐちゃぐちゃになってるというような状況の中で、これはたられば ではなくて、実際に福島でも能登でも熊本でもそうですけども、やはり山間部は道路とかが寸断になってしまってます。

そういう中で我々ＵＰＺの区域にいる人間というのはどのように避難をすればよろしいでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

原子力災害についてのついて、家屋や道路が寸断された場合、どのように避難したら良いかというような御質問かと思いますが、災害がどのように起きるかということは、本当に災害、地震が起きてみないと分からない訳でございますが、基本的に示されているのがＵＰＺの区域では屋内退避、屋内に留まるというような緊急時防護措置を準備する区域ということで示されております。

ただいま議員がおっしゃったように、御自宅も倒壊してしまってしまうという場合もあるかと思います。

とにかくそのような場合は、安全な建物に避難していただくというようなことで今のところの回答は、そのような回答しかできませんけども、それはそのようなことでお願いをしたいということで考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）建設課長。

建設課長　（　岡本教夫　君　）道路の寸断という話が出ましたのでちょっと補足で説明させていただきますと、県道の場合は当然県にお願いするわけですが、先ほど出ました太田川右岸というのは町道になりますので、こちらは建設課が所管ということでございます。

森町と森町の建設事業協同組合さんと、災害時における応急対策業務に関する協定ということで、平成17年３月から協定を結ん

でございます。

道路が寸断、いろいろな異物が転がってたりといった場合には建設課で建設事業者さんにお願いしまして、道路上を清掃していただいたり、不陸の整正をしていただいたりということで、道路の通行が一刻も早く可能になるような復旧をしていくということで考えておるところでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）ありがとうございます。

地震が起きてみないと分からないということだったのでちょっとそれじゃ心配だなと、実際に10何年前に東日本でもあったし、そういうようなことである程度想定ができる部分は想定をしていただかないと、我々心配だなと思います。

それから平時の防災として今建設課長が言われた、例えばそういう建設事業協同組合さんとの連携の中でいざとなったら、最低限車が通れるような道、瓦礫（れき）をどけてくれるとかいうようなことは協定の中で入ってますということはありました。

そういうことが町と結ばれているということは我々町民としては安心に暮らせると思うのですが、そういうことが役場の業務継続計画ＢＣＰという、これもずっと以前にも質問したことありますけど、整備の中でそういうことがやはり一番で入ってきてるかどうかというのも、重要になってくると思います。

ですから今整備中だと思いますけども、そういうことも含めて整備をしっかりとして、そのＢＣＰに基づいてシミュレーションなり、動きの行動をやっていただくと、いざというときの第一歩が早いと僕らも災害訓練とか防災訓練で聞いてますので、一般質問でお願いとのはおかしいですけども、そういうことはしていってほしいと思います。

それで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムというＳＰＥＥＤＩのシミュレーションによりますと、万が一、浜岡で何かがあったときには、普通でいけば遠州灘駿河湾の方に拡散

する場合が多いと書いてありました。

その次に、ただし気象条件により南寄りの風の場合、陸域に広く拡散する可能性があると示されております。

森町は南戸綿から飯田、牛飼の12の地区がそこになっていますけども、そこに壁を作るわけではないので、風がもしずっと奥の方まで吹いてそこの方にとなると、僕らが避難をしに行ってるところもだめとなってしまうのは一番辛いです。

例えばもう森町全域をＵＰＺに入れるというような、この状況がどんどんどんどん変わっていく中で町としてお考えはあるのかお聞きします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えをいたします。

原子力災害の状況によって町全域に放射線量が高まる可能性があるので、森町全域をＵＰＺに指定するという考えはないかというような御質問かと思いますが、このＵＰＺの指定というものにつきましてはあくまで森町が指定をするというものではございません。

県で指定をされてきますので、森町としましては、この県の指定に従って避難準備をするということで考えておりますが、場合によっては議員がおっしゃるように全域に広がるというような可能性も考えられますので、そういう場合については、また国からそのような指示、政府の災害対策本部からあると思いますので、その指示に従う、広報なりするような対策をとるというようなことかなというような考えでおります。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）ＵＰＺは県が指定するのかもしれませんが、申請するのは地元じゃないのですか。

例えば袋井市か磐田市を見てると、一部入ってても全域を指定しています。

それは気象条件とかそういうのによってどうなるか分からないので、一応全域指定しますと県の資料には書いてありました。

森町の場合は、町が北から南までいっぱいあるのでそのうちのかかってるところを、ここの部分について12地区を指定しますと書いてありましたけども、それは僕の言ってることは間違ってますか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）防災監。

防災監　（　小澤幸廣　君　）防災監です。

指定の経緯については、全域で指定できるのかどうかということに関しましてはちょっと今お答えはできませんので、そこはまた調べていきたいと思います。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）２番、清水健一君。

２番議員　（　清水健一　君　）多分それは県かどっかからアンケートがあって、町も各市町が答えたと思います。言ったのではなくても、町がそのように回答したと。

だから袋井市とか磐田市は、そのように回答したということでございました。

ちょっと僕のニュアンスが間違ってたらすいませんでした。

とは言うものの、この平常時の防災というのは一番最初に町長が答弁していただいたように、普段から町民の生命や財産を守るために町として動いていかなければいけないので、今後も強く推進してほしいというのと同時に、私達も継続して見ていきたいと思います。これで以上、終わります。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）ここで、しばらく休憩します。

（　午前１０時３４分　～　午前１０時４５分　休憩　）

議　　長　（　吉筋惠治　君　）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第２、議案第47号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第49号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第50号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第51号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第52号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第53号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第54号「令和６年度森町一般会計補正予算（第４号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号「令和６年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員　（　西 田　　彰　君　）11番、西田彰です。

議案第55号「令和６年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」に反対の立場から討論いたします。

今回議会に提案された補正予算では、一般管理費において8,283千円が補正されており、システム委託料として12月２日よりマイナンバーカードひも付けによる健康保険証廃止に伴い、カードを取得していない被保険者、カードはあるがひも付けに不安を感じている被保険者に対し、資格確認書を発行するためのシステム改修委託料等であり、目的として三点があります。

その中に、前の保険証の利用登録は任意であることから、希望者に対して利用登録の解除手続きを行うことができるようにすること、この点は当然であり、賛成ですが、次のマイナ保険証を持っていない人への資格確認書の交付等は賛成できかねます。

過日のマスコミ社説では、政府のマイナ保険証利用率向上に向け、利用者が増えた医療機関に支給する支援金の上限を倍増すると発表したことを、そもそも取得は任意であるはずなのに、税金を原資とした支援金で利用を促すのは、国民を愚弄するものだ、健康保険証廃止の方針を直ちに撤回し、選択制に移行性をと求めている。この声は全国保険医団体連合会からも上がっており、政府は真摯に耳を傾けるべきである。

マイナ保険証の利用率が伸びない要因には、利便性や個人情報保護の欠如にあると考えられる地方自治体の役割は、町民の立場に立った安心・安全な暮らしを担保する役割を担っていると考えています。

紙での保険証は残し、マイナ保険者は被保険者の意思に委ねた選択制に移行するシステムを取り入れるべきではないでしょうか。

このことを申し上げ、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に討論はありませんか。

５番、川岸和花子君。

５番議員　（　川岸和花子　君　）５番、川岸和花子です。

議案第55号「令和６年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」に関しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出それぞれ18,678千円を追加いたしまして、2,089,223千円とする予算であります。

こちら国の方針に従いまして、12月１日をもって現行の保険証の発行が終了することに対応して、システム改修を行われるという主な点でございます。

マイナンバーカードと保険証がきちんとひも付けされている確認をするということもされますし、また来年７月31日までは今年発行される保険証で適用できるということ、またマイナンバーカードが便利に利用されること、そして解除したい人には解除申請するという仕組みを設置されるということで、町民のプライバシーを守りながら、利便性を追求されていて町民にとって利益になると判断いたしまして、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　多　数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立多数です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号「令和６年度森町公共下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第57号「財産の減額貸付について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　多　数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立多数です。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、「議員定数等調査特別委員会報告書の提出について」を議題とします。

本件について、経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長、中根幸男君。

登壇願います。

10番議員　（　中 根 幸 男　君　）10番、中根幸男でございます。

議員定数等調査特別委員会委員長報告をいたします。

森町では、平成29年４月の町議会議員選挙が無投票になり、令和３年４月の選挙においても、かろうじて選挙となるなど、議員の「なり手不足」が問題となっていました。

また、平成17年合併せず単独で行くことが決まり、財政上厳し

いということから、平成16年12月議会において、議員定数を４人削減し、報酬も10パーセント減額して以来、令和７年４月の町議会議員選挙までに20年が経過することになります。

この間、議員年金制度も廃止されました。

一方、町の発展と住民の負託に応え、信頼される開かれた議会を目指して、その時々の政策課題を調査・研究するため「行財政問題（課題）研究会」の例月実施や、提案型議会の推進、議会と住民をつなぐ「議会だより」の編集、議会報告会や住民と議会との意見交流会、ＩＣＴ活用推進委員会、議会本会議の動画配信等を実施するなど、以前に比べ議員の活動日数は格段に増えております。

このため、令和５年９月定例会において、議員全員で構成する「議員定数等調査特別委員会」を設置し、町の将来を見据え、森町議会が二元代表制のもと地方自治の一翼を担う存在として、住民福祉の向上と町政発展の役割を果たすために、議員定数及び議員報酬はいかにあるべきか等、令和５年10月から令和６年３月まで、延べ７回にわたり調査・検討を行ってきました。

特別委員会では、全委員より様々な角度から多くの意見が出され、予定した年度末の３月22日に結論を出すことができました。

協議の経過と内容については、報告書をサイドブックスに掲載してありますので、この場での報告は割愛させていただき、特別委員会の協議結果について申し上げます。

まず議員定数については､現状の12人とすべきと決定しました。

理由については、一つ目森町は行政区域が広く、各地域で住民意見を聴き、町政に反映するためには12人が必要であること。

二つ目、森町でも欠員が生じ10人になったことがあるが、第一・第二常任委員会に分かれた場合、各委員会が５人（正副委員長と委員３人の構成）となり、意見が少なく、議会の活力が低下したことがあったこと。

三つ目、森町も人口減少傾向にあるが、調査時点（令和４年７

月１日）における全国町村数は、926町村（743町、183村）で、平均人口は10,906人、議員定数の平均は11.8人（約12人）となっていること。

四つ目、森町と人口や産業構造が似ている類似団体は、全国で31町村あり、議員定数の平均は14人で、森町より二人多くなっていること。なお、類似団体の内、議員定数10人の町村は、神戸町（行政面積18.8平方キロメートル）、南箕輪村（行政面積40.9平方キロメートル）の２団体のみで、何れも森町と比較して行政区の面積が少ないことが上げられます。

以上のことから、議員定数は現状の12人とすべきとしました。

次に議員報酬については、議長の現報酬29万円を３万円引き上げ32万円に、副議長の現報酬22万7,000円を５万3,000円引き上げ28万円に、常任委員会委員長の現報酬21万3,000円を５万7,000円引き上げ27万円に、議会運営委員会委員長の現報酬21万3,000円を５万1,000円引き上げ26万4,000円に、議員の現報酬20万3,000円を５万1,000円引き上げ25万4,000円に改正すべきと決定しました。

理由につきましては冒頭にも申し上げましたが、一つ目には、森町では、平成29年４月の町議会議員選挙が無投票になり、令和３年４月の選挙においてもかろうじて一人増となるなど、議員の「なり手不足」が問題となっていること。

また、町内会長の中から、若い世代の人が議員に挑戦するような環境整備（報酬の引上げ等）が必要であるとの意見が出されたこと。

二つ目、森町では、平成17年合併せず単独で行くことが決まり、財政上厳しいということから、平成16年12月議会において、議員定数を４人削減し、議員報酬も10パーセント減額して以来、令和７年４月の町議会議員選挙までに20年が経過すること。

三つ目、議会では、町の発展と住民の負託に応え、信頼される開かれた議会を目指して、その時々の政策課題を調査・研究する

ため「行財政問題（課題）研究会」の例月実施や、提案型議会の推進、議会と住民をつなぐ「議会だより」の編集、議会報告会や住民と議会との意見交流会、ＩＣＴ活用推進委員会、議会本会議の動画配信等を実施するなど、以前に比べ議員の活動日数は格段に増えていること。

四つ目、議員報酬額については、特別委員会において７回にわたり調査・検討を行い、各委員の意見や一つ目に全国の類似団体の平均値、二つ目に人口１万7,000人規模の平均値、三つ目に各委員の出した金額の平均値、四つ目に原価方式で計算した金額の平均値など四つの項目の平均額等をもとに算定しました。

なお、議員の報酬は、平成16年12月議会で減額した10パーセントを元に戻した額に、物価上昇分1.13を掛けると25万4,250円になることを申し添えます。

本委員会で引き上げるべきと決定した議員報酬の改正については、森町議会から町長に要請いたします。

以上、議員定数等調査特別委員会委員長報告といたします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）報告書は、サイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

したがって、サイドブックス掲載のとおり町長へ提出することに決定しました。

日程第14、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり決定いたしました。

日程第15、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を

議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

（　午前１１時１１分　～　午前１１時２０分　休憩　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

町長から、議案第58号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程、第４号の追加１の第１として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」と言う者多数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「異議なし」と認めます。

議案第58号を日程に追加し、第４号の追加１の第１として、議題とすることに決定しました。

追加議事日程、第４号の追加１の第１、議案第58号「令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町　　長　（　太田康雄　君　）ただいま追加して上程されました議案第58号「令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,438千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,451,186千円とするものでございます。

今回の補正は、令和４年度から令和５年度へ繰越した災害復旧事業の実施設計委託の未執行に伴い、国県支出金等返還金を計上するものと、復旧事業の進捗を図るため、必要な予算を計上するもので、具体的には、未執行となった測量設計業務委託料の再計上、及び、当初予算で補助事業として計上しておりました災害復旧工事を、単独事業へ振り替えるものでございます。

６ページ、第２表地方債補正につきましては、一般事業につきまして、過年発生農業用施設災害復旧事業の財源として限度額を増額する変更でございます。それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

７・８ページ、６款２項１目農地総務費8,438千円につきましては、農業用施設補助災害復旧事業に係る補助金の返還金でございます。

11款１項１目農業用施設災害復旧費12,000千円につきましては、説明欄の0002過年発生農業用施設補助災害復旧事業について、当初予算で計上しておりました、過年発生農業用施設補助災害復旧工事を30,000千円減額し、0003過年発生農業用施設災害復旧事業において、測量設計委託料12,000千円を計上するものと、農業用施設災害復旧工事30,000千円を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

５・６ページ、16款２項９目災害復旧費県補助金29,250千円の減額につきましては、町単独事業として実施することから、過年発生農業用施設補助災害復旧事業補助金を減額するものでございます。

20款１項１目繰越金18,188千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款１項３目農林業債31,500千円につきましては、過年発生農業用施設災害復旧事業の財源として計上するものでございます。

以上が、令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）の内容でございますが、不適切な事務処理により補助災害復旧事業が未執行となりましたことにつきまして、おわびを申し上げますとともに、今後このような過ちを起こすことがないよう、事務執行の監理体制を強化してまいりますので、よろしく御審議のうえ、御可決いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、川岸和花子君。

５番議員　（　川岸和花子　君　）５番、川岸和花子です。

令和４年９月の台風15号、また令和５年６月の台風２号の度重なる豪雨で森町も被災いたしまして、職員の対応は大変であっただろうと想像いたします。

その中でも、激甚災害としての指定を受けて、国の補助金を受けての工事を進める予定でありましたが、進んでいなかったということで予算の組直しとなっております。

町民に何が一番いいかを考えたときに、やはり早い復旧工事を進めることが最善かなと思っております。

それで、今回の補正について質問いたしますが、一宮地区の薮田頭首工の復旧工事に関しまして、実施設計業務委託というのがその時は955万９千円で執行する予定だったのですが今回は測量委託設計業務委託ということで12,000千円の金額になっております。

その内容の違いというか、金額が変わっている理由を教えてください。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

令和５年度の実施設計業務委託料として955万9,000円、今回12,000千円ということで金額の違いはどうかというような御質問でございますが、令和５年度の実施設計業務を実施するにあたりまして、一度設計をさせていただきましたが、その後人件費のアップ等々、また測量の箇所等も増えるというようなこともございまして、再度設計を見直しましたら、金額が12,000千円ということに増額になったということでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）財政課長。

財　　政　（　鈴木俊久　君　）財政課長です。

課　　長　予算の関係でありますので、私から補足説明をさせていただきます。

ただいま川岸議員からお話がありました955万9,000円、これは国の査定を受けたときの数字でございますので、あくまでも補助災害として認められる事業の中の部分でございます。

事業を執行するには、当然その場所だけではなくてその周りもしくは接続部分等業務も必要になってきます。

こういった面を含めますと、令和４年に見込んでいた金額等ほぼ12,000千円という金額については変更がない状況になっているというのが現状でございまして令和４年から令和５年に繰り越した際も12,000千円以上のお金を充てるつもりで繰越はさしていただいておりますので、極端に増えているということではない面を補足させていただきます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）５番、川岸和花子君。

５番議員　（　川岸和花子　君　）理解いたしました。

それで、今回歳入で町の起債をされているわけですけれども、これを一般事業として起債する以外に方法はないのでしょうか。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）財政課長。

財　　政　（　鈴 木 俊 久　君　）財政課長です。

課　　長　川岸議員の再度の質問にお答えします。

今回、起債につきましては一般事業という形でございます。

元々、災害復旧事業につきましては、補助災害、単独災害のそれぞれの事業債が対象になっております。

補助災害につきましては、国庫補助金等がついた場合の裏負担分として補助災害復旧事業が利用できます。

また、単独災害復旧事業につきましては、補助災害事業に採択をされない、もしくは該当とならない場合に、単独災害として認められるというものになっております。

今回の場合は補助災害として認められるべきであるが、諸般の理由により補助災害では駄目ですよということでありますので、単独債の該当となる見込みではあるのですが、実際のところは補助災害に、例えば申請をしなかった、申請漏れしてたというものについては、単独債でも認められないという事案になりますので、今回の場合は元々補助自体で認められる事業を、理由により補助から手を下げるということになるので、補助災害、もしくは災害復旧事業債の対象ではないため、その他の一般単独という形での起債を充てさせていただきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）５番、川岸和花子君。

５番議員　（　川岸和花子　君　）事情も承知いたしました。

今回繰越金で18,188千円を充てるということになってくると思うのですが、本来なら国から来る予定の金額が、町での歳入ということで町のお金を使って復旧工事をするということになりますが、この点に関して、やはり職員も大変だったと思いますが、こういうことを以降ないようにする、その改善策というものを具体的に教えていただけますか。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

改善策ということでございますので、無論このようなことが起こらないようにこれからは契約とか補助金等、それぞれ事務の流れがございますので、そういった事務の流れをチェックリスト等を基に管理職が確認をしまして、不適切な事務処理が起こらないようなそれぞれの段階に応じて、事業を進める段階において、それぞれチェック機能を持たしていきたいと考えております。

それから災害復旧事業につきましては御承知のとおり、令和４年度におきましても同時に複数の箇所が発生したというようなこともございますので、一定の職員に負担がかからないように割り振りをできるだけし、また産業課だけではなくて町として、建設課それから技師にいろいろお手伝いを、令和４年のときもそうでしたけども、建設課に手伝っていただいたりということもございましたので、そういった庁内でできる範囲の協力体制をいただきながら、今後は進めていきたいとは思っております。

それからこういった補助金の流れとそういった事務についてでございますが、県の主催する説明会、それから町としてもそういった研修会に出席をさせまして、そういった知識の向上を図りながら事務を進めるようにしてまいりたいと思っております。

担当者からの報告だけではなくて自ら、こちらからも関係書類の確認等を含めて事業の進捗管理状況を確認しながら今後は進めてまいりたいと思っております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）副町長、村松弘君。

副町長　（　村松　　弘　君　）副町長です。

ただいま産業課長から担当課としてのチェック体制ということで御答弁いたしましたが、全庁的な事務のミスというものの再発防止ということも考えられますので、再発防止策について現在考えられていることについて少し答弁させていただきます。

まず、主に工事に関わるものですけども、財政課で担当しておりまして国が調べております公共事業等施行状況調査というもの

がございまして、これについては契約状況、それから支払い状況等を３か月ごとに報告するということになっております。

こういったものを活用してチェックをしていきたいなと思っております。

それから工事に関わらず､いろいろなソフトの事業についても、私をトップに財政課長とか会計課長で組織を作りまして、抜き打ちで各課に入って、どういった事業をされているのか、執行されているのかというようなことも、今後チェックをしていかなければいけないと考えております。

それから各課の対応としましては、工事に限らず、いろいろな事業がたくさんあります。

数百本、あるいは千数百本事業はあると思いますけども、年度当初に各課におきまして、各事業について、年間スケジュール等打ち合わせを行いまして、その上で定期的に報告会等を実施して確認していくというような体制も構築をしていきたいなと思っております。

ただいま申し上げましたのはすぐにでも実行できることでございますので、短期的な取組としては、そういった取組を考えております。

それからもうちょっと中期的な取組がございますが、ＤＸも進んでいくといった中で、財務会計システムにおきましても電子決裁化が進んでいくのではないかなと思われます。

その中でどのようにチェック機能を持たせていくか、働かせていくかというようなことも、検討をしていかなければいけないかなと考えております。

それから、今現在稼動しております財務会計システム、この中にも契約管理システムというようなものがございますので、それらも活用して漏れのないように事業を次へ円滑に進めていくように検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員　（　中 根 幸 男　君　）10番、中根幸男でございます。

二、三質問させていただきます。

まず初めに、この測量設計業務委託料、それから農業用施設の災害復旧工事、いわゆる藪田頭首工復旧工事ということで、あそこは２級河川の区域ということで、河川協議も必要だということでございます。

基本的にはこれは慣行水利権として、河川法ができる前から取水していたということでございますが、最近では改良に伴って水利権を新たに取る必要があるというような言い方もされていまして、なかなかこれは大変だなという思いをしております。

測量設計業務の期間が約半年、そして工事期間が４か月ないし３か月半ということになりますけども、年度内の完成が本当にできるのかというところを一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、この藪田頭首工の受益面積、大洞院線の東側の水田とその西側の水田、両方受益になっているのかどうか、面積がどのくらいあるか、工事の完成と受益面積、とりあえずその二点について伺います。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）産業課長です。

ただいまの中根議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

御質問がございましたとおり、こちらの藪田頭首工につきましては慣行水利ということで行っておりました。

今回この災害が発生したということで、県土木事務所・県本庁ともお話をさせていただいた中で、災害復旧を最優先に町として取り組んでいきたいというような話をさせていただいております。

その中で水利権の問題それから工事の問題、両方あるものです

から、まずは水工分離、水利権は水利権、災害工事は工事ということで別々の形で進めていきたいということで今考えております。

袋井土木事務所とも水工分離の形で今後進めていくということで、今話し合いを詰めております。

一部水工分離でいけるというようなお話も伺っているところでございます。

そうしますと、これからその工事にあたりまして、河川協議にかかっていくわけでございますが、いろいろな図面等で災害復旧工事の工事内容等を土木事務所と話をしていきながら、河川協議が進んでいけるように今後計画を進めながら、協議を進めていくような段階になっていくようになろうかと思っております。

その中で御質問がありましたとおり、河川協議につきましては日数等もかかるような形になりますので、それを踏まえた中で、12月ぐらいまでに河川協議は土木と協議を終えて、その後工事発注ということで今のところ考えておりますけども、いずれにしてもその協議の内容に、町としては今年度中に工事を完了させたいということで、今のところ進めたいと思っておりますが、河川協議等々の状況によって、計画が一部遅れてしまう場合もあるかもしれませんが、間に合うような形の中で協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、こちらの藪田頭首工の受益面積ですが、今のところ、1.3ヘクタールの水田のところに水を与えるというような形の頭首工ということになっております。

上流から見まして、頭首工が元々あったところの田んぼが３～５反ぐらいのところがありますが、そちらの方の水路を通りまして、そこから町道の下を暗きょで入っておりまして、道路をまたいで上流からいきますと右側の田んぼの方に水が行くというようなところになっております。

合わせまして両方で受益面積が1.3ヘクタールということでご

ざいます。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）10番、中根幸男君。

10番議員　（　中 根 幸 男　君　）それから、補助金の返還金について伺いたいと思います。

今回、国庫補助金の返還措置に至ったことは、一職員のミスから発生したものではありますが、組織全体の問題として捉える必要があるかと私は考えています。

そこで、令和５年４月１日付の職員配置表を見ますと、産業課農政係は増員されまして６人体制となっています。

この中に技術職員が何人配属されていたのか、人事体制に無理はなかったのか、それからこの災害復旧応援スタッフとして課長職３人が配属されていますが、この人はどのような役割を担っていたか伺います。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）総務課長。

総務課長　（　平 田 章 浩　君　）総務課長です。

令和５年４月１日の産業課農政係の６人の職員でございますけども土木技術職員は含まれておりません。

これにつきましては、採用の募集は何年もかけてはいるのですけども応募がないというような状況で、森町全体の土木技術職、それから道路の技術職員が不足しているという状況がございました。

そういった状況もあり、課長職で応援スタッフというような体制を作っております。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）産業課長です。

応援スタッフのことについて、私から御説明をさせていただきたいと思います。

応援スタッフにつきましては、災害査定、当然災害が発生してございますので、その後の処理ということで災害査定の準備、それから当日の災害査定にも同行していただきまして、災害査定を

受けていただいたと。

それから、その後の工事が進んでいく段階においては、工事の進捗に関しての相談、それから現場でどういった工法、図面上の工法のやり方を実際に業者に施工にあたってどのように指示していくかというような相談等を応援スタッフにこちらから教示をいただいて進めているというようなことでございます。

また、今回の災害につきましては、産業課の中に技師がいなかったということもありまして、中遠農林事務所から「森町さん、もし技術スタッフが足らないようであれば派遣、応援体制をしますよ」というようなお話もいただいたものですから、災害査定の前等々に中遠農林事務所の職員に来ていただいて、そういった応援をしていただいたというようなこともございました。以上でございます。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）10番、中根幸男君。

10番議員　（　中根幸男　君　）私の以前の記憶ですと、以前は農政係に３人、それから農政係とは別にハード事業を担当する農地改良係という技術職中心の係があって、３人配属されていました。

いわゆるソフト・ハードが完全にしっかり分けて対応していいたことが記憶にございます。

今後、なかなか採用が厳しいということですが、技術職を配属する必要があると思うが、その辺がどうかということと、併せて、再発防止策の中に専門職なり、技術職の養成、あるいは課長から今答弁がありましたような県職員の派遣というようなことも必要ではないかと思います。

その点についてまずは伺いたいと思います。

３問目ですから、もう一点追加で確認の意味で伺いたいと思います。

今回のミスは国庫補助金の返還措置ということで、地方公務員法の規定によって、法令違反、それから職務専念義務違反に該当し、懲戒処分の対象になるかと思います。

管理監督責任と職員の懲戒処分についてどのように考えているか伺います。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）副町長、村松弘君。

副町長　（　村松　　弘　君　）副町長です。

最初の御質問の係、農政係それから農地改良係の配置ということでございますが、今までの流れの中で係の統合ということをやってきたわけですけども、担当課長の意見も聞いたりしますと、やはり農業政策の部分と農地改良の部分というのは、やはり少し異なるし、専念できる状況になかなかならないということも伺っておりますので、今後そこについては機構改革の中で検討すべきものかなと思っております。

それから、技術職の採用でございますけども、先ほど総務課長からも答弁しましたが、なかなか採用といっても応募してきてくれる人がいないということでございます。

総務課長から関係の大学等を回ったりしていただいて、採用努力をしてきましたけども、なかなか結果につながらないということでございます。

そういった中で、今度、袋井理工科大学で土木関係の学科ができたということでございますので、その辺とも連携をして卒業生を採用できればというようなことも考えております。

それからこれはもうちょっと先になるか分かりませんが、技術職の配置について絶対数として不足してるということでございますので、課に配属というよりはそういった土木技術を中心に行う課と言いますか、スタッフといいますかそういったものを再編成するということも機構改革の中で視野に入れながらいきたいなと思っております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）総務課長。

総務課長　（　平田章浩　君　）総務課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えをします。

技術職の採用ですけども令和６年度一人採用ができまして、現

在、産業課林政係に一人配置をさせていただいております。

それから技術職の養成につきましては、今年度一般職で採用した職員一人でございますけども、建設課に配置をし、今そちらの業務において養成をしているといったような状況でございます。

それから懲戒処分の対象ではないか、どのように対応していくかといった質問でございますけども、そちらにつきましては担当職員に具体的にどのような対応をしていたかというものについてもう少し精査をした中で実施をしたいとは思いますけども、懲戒処分委員会がございますので、そちらの委員会にかけて懲戒処分になるのか、ならないのかということと懲戒処分になるならどういったものが適当かといったものについて委員会の中で協議をしたいと考えております。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太 田 康 雄　君　）私からも少し補足をさせていただきます。

まず技術職の採用につきましては、大変厳しいということは議員のおっしゃるとおりでございますが、今年度一人を採用することができまして、引き続き通年で採用を募集をかけてまいりたいと考えております。

さらには募集の要件として、年齢もある程度上まで引き上げて募集を行っているところです。

それから、職員の懲戒に関するところでございますけども、森町職員の懲戒処分に関する指針がございますので、この指針に則り、今後判断をしてまいりたいと思っております。

ただ、まだ担当職員から聞き取りができていない状況でございますので、その内容等をどの程度の処分かということについては今の段階では予断を持ってお話することはできないということは御理解をいただきたいと思いますし、担当職員のみならず、管理監督責任においても指針に則って判断をしてまいりたいと思っております。

さらにはその際、顧問弁護士からの助言等もいただきながら、

適切な判断をしてまいりたいと思っております。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）ここで、しばらく休憩します。

（　午前１１時５８分　～　午後　１時００分　休憩　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

２番、清水健一君。

２番議員　（　清 水 健 一　君　）清水でございます。

今の質問の中では再発防止ということでなってますけども、そもそも担当者からまだ話は聞けてないということで、僕はそっちにもう一度話を戻していきたいなと思うわけです。

これは、例えば個人が故意にということも分からないけども、もしそうだとすれば先ほど言った、もしくは全協の中で言っていた懲戒、懲罰審査にかかることでしょうけども、今回の質疑で聞いてると、組織にそういう資格を持った人が少なかった、みえなかった、募集をかけても来なかった、というところにも一つ責任があるのではないかと考えると、今回のこの件につきまして、当然本人はルールに則っていろいろやられます、上司もそうでしょうけども、もう一つ、大きなこの森町という組織で考えたときに、例えば会社で言えばこういう大きなことになれば結構上のところまで処分と言ったらおかしいけども、いろいろあると思いますけども、はっきり言いますと、町長とか副町長の処分というか、今謝ってはいただきましたけども、それだけで済むのかなと私は思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太 田 康 雄　君　）清水議員の御質問に私からお答えをさせていただきます。

先ほど中根幸男議員の御質問の際にもお答えをさせていただきましたが、懲戒処分については、今後、町の指針に沿って検討してまいりたいということで、それは担当職員のみならず管理監督責任においてもその対象になると考えておりますので、町長とし

てどのような責任の取り方があるのか、それが処分ということなのか、責任の取り方という意味で、それは今後の懲戒処分の協議を進めていく上で、あるいは事態の解明が進んでいく中で、当然考えなければいけないことだと思っております。

ただし今の段階において予断をもって具体的なことをお話するべきではないと考えております。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）３番、佐藤明孝君。

３番議員　（　佐藤明孝　君　）佐藤です、よろしくお願いします。

前回説明受けました全協での説明の内容ですが、二、三確認したい点がいろいろございます。

そこをちょっと今からお話をさせていただきたいと思います。

まず、全協資料の２番、経緯とあります。

この経緯の文章の下から３行目になります「事業の進捗状況について、何度も確認したが」とこのように記載されておりますが、何度も確認したにも関わらず、今回の件が分からなかったというところが、ちょっとこれは確認の仕方が悪かったのか、それとも何度もとなってくると、１回や２回ではないようにも考えられるのですが、ここら辺は一体どういう確認方法だったのかというまず一つ、この点です。

そして二点目が同じく経緯の中で次ページにいきます、大きな３番の上の方になりますが、ここに「未決裁の状態で事務処理を行っていた」とこのようにありました。

未決裁の状態で、果たして事務処理ができるのかどうか、未決裁というところは、課長まで決裁が回っていなかったのか、それとも課長印を自ら押したのか、そういったこともいろいろ考えられる状況ですけれど、この未決裁の状態で事務処理を行っていたという、この内容がどういったものなのかというところをちょっと改めてお聞きしたいと思います。

そして三点目、これが再発防止策の中ですが、昨日の全協のときにも、私ちょっとお話を申し上げました。

そうしたら税務課長から現場におけるものは測量業務であって、現場が何ら改正等がなされるものではないということで、はっきり言って分からないというようなお話だったのですが、こういった場合については、やはり担当者、もしくは上司にあたるべき者が現場へ同行するなりして立ち会っていただくというところも一つのやり方かなと思います。

そして、さらには現場における進捗を確認するためには、現場における写真撮影等をして、そういったものを決裁書類に現在の状況という形で写真も同じように添付等をして、それが分かるような方法で書類を上げていただく、こういったやり方等いろいろ防ぐやり方というものはたくさんあると思います。

しかしながら、全体的なものを通してみますと、やはりしかるべき決裁なり確認をする、チェックをする、上司がやはり自分の部下職員に対する仕事ですから、言葉だけでいいねということで終わってしまうのではなくて、やはり最終的にやるべきところはしっかりとやっていただくということ、地方公務員法第32条には確かに法令等及び上司の命令に従う義務というものがあります。

こういったところをしっかり履行しているのかどうかということを確認するのも、やはりこれはもちろん、これは上司の仕事だと思いますから、そういうところを一つしっかりとやっていただければなと思います。

あとは先ほど町長御答弁なされたとおり、はっきりと詳細が分かっていない、真相も判明していないというところでございますから、地方公務員法第29条１項に伴うべきものについては、まだはっきりとは申し上げることができなのではないかなというのは私も理解をします。

そういったところで今話しました三点について、ちょっと説明を願えればと思います。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

災害復旧ということで、いろいろな箇所がありますので、その中の一つということでどのような形で確認していたかというお話ですけども、基本的には今回は測量設計ということで、現場に行って測量をしていくというような形ですので、工事と違いまして現場がどんどん動いていくというような形の委託ではございません。

測って、どのような形で復旧作業をしていくかというような形になりますので、そういった形の事務を進めていくということで、実際にはできあがってからでないとそういった図面は出てこないわけでありますので、今の状況はどうなっているのかという口頭での聞き取り作業というのは何度もしてましたけども、年度内には何とかなりますというような返事をいただいてたものですから、その点についてはもう少しこちらも今の状況でどこまでできているのかということを、紙ベース等々で確認しなかったのは悪いかなとは思っておりますけども、状況については担当としてやっている仕事であってそこを終わりますというような話を口頭で受けていたものですから、なかなか突っ込んだところまで、ここまでどうなってるのというようなところまでのこちらから書類上見せてとかというところまでは至らなかったということで、その点については大変申し訳なかったなということで思っております。

それから、未決裁で処理が行われていたのかということでございます。こちらにつきましては、実際は未決裁のまま書類の処理をして報告をしていたということで、今メール等々で報告等ができるようになってるものですから、報告がなくてもメールで送信すればそれが報告として上がってしまうということですので、本来の形ではないですけども、基本的には課長まで決裁を取って、それから報告するというのが当然の流れになるわけですけども、

そのままメール等でやりとりをしていたということですので、その点については自分たちもちょっと把握できていなかった部分があるということでございます。

それから三つ目の御質問ですけども、先ほども言ったようにできあがってくれば写真等で確認できるわけですけども、今回は上司がそういった現場に行って確認するというようなことの委託ではなかったものですから、できあがってその都度その内容について報告を受けてそれでいいかどうか進めていくというような委託の関係でしたので、現場等には特に行って見てはいなかったということでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）３番、佐藤明孝君。

３番議員　（　佐藤明孝　君　）分かりました。

それでは再質問になります。

一点目の年度内に完了するという報告、これはいわゆる当事者からの報告なのか、もしも当事者であるならばこれ虚偽報告になると思うのですけれども、こういった場合については業者へは確認の意味で連絡は取らなかったのかというこの点がまず一つです。

そして二つ目のメール等で今は電子決裁で全部終わってしまうということらしいのですけれども、ただメールを送信して終わったという事案についてもいわゆるメール送信済み事業内容とか名目はちょっと分かりませんが、そういった内容での書類をまとめて課長なりに報告するというそういった形はなかったのかどうか、改めてその二点の説明をお願いいたします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）佐藤議員の再質問にお答えをさせてもらいます。

業者にはということで、当然業者との話で進められているということで、解釈はしておりました。

査定設計の業者とそのまま実施設計もやっていくというような

ことで話は聞いておりました。

河川土木事務所との河川協議についても、業者と進めているというような話は聞いておりましたので、その通り進んでいるのかなということで上司からは確認をしておりました。

今回、こちらにも期間中には直接業者との話を聞いたことはございませんでしたけども、その後、業者から特にそういったことはやってないということを後から確認をさせていただきました。

業者といたしますと査定設計業務を受けた以上、その後のフォローアップということでの対応の一部で協力をさせていただいていたということは伺っております。

それから二番目の御質問でございますけども、先ほど言いましたメール等で報告するというのは本来ではないのですけども、そういった形で報告をしていたということで、その後こういった形で報告しましたとかということが、本来であれば課長までで回ってくるのが本来でございます。

しかしそういったことは個人の中でどう思ってたのかどうか分かりませんけども、そういった形で進められていたということでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）本来でありますと最初にこの報告書はこういう形で報告してよろしいかということで、伺いが回ってきてその内容について上司がＯＫかＯＫではないかという判断をして、それによって基本的には報告できるというのが一連の流れになります。

しかし、そういった事実がなく、進められてしまったということでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）総務課長。

総務課長　（　平田章浩　君　）総務課長です。

先ほど、産業課長の答弁の中にメールは本来ではないというような発言がございましたけども、書類によってはメールでも問題

ない書類とメールでは駄目な書類と、それは県に提出する際に、県でどういうもので提出しろというような指定がございますので、それに現在ですとメールでも問題ない報告書もありますので、全てがメールは本来ではないということではなく、報告書の中にはメールでもＯＫなものもあるというようなことで御承知おきお願いをしたいと思います。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）３番、佐藤明孝君。

３番議員　（　佐 藤 明 孝　君　）３回目になるのでこれ最後になりますが、今回の件についてはメールでもよかった報告であったという解釈でよろしかったのかというこの点と、そして最初に行ったこの年度内に完了する云々については、当事者本人が報告をしたということになると、いわゆる地方公務員法第33条に抵触するおそれがある、虚偽報告みたいな形になってしまうと思うのですけれども、最後にこの点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）産業課長です。

メールでも良かったかどうかということでございますが、今回の内容につきましては、県からメールでの提出でＯＫということで進められていたものですから、メールでもＯＫということですのでよろしくお願いいたします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）総務課長。

総務課長　（　平 田 章 浩　君　）総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

虚偽の報告ではないか法令違反ではないかといったことでございます。

この発言につきましては、まだ本人から確認が取れているわけではございませんので、聞いた人がそう聞いたということであって、書類が残ってるとかではなく、言った言わないの話になりますので、ここについては私が本人に確認をするというようなことをしながら、事実がどこにあったのかというようなことを含め調

査した後に、町長が言いました懲戒の指針に基づきまして、委員会の中でどういった処分をしていくのかということを検討していくというようなことで考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）８番、中根信一郎君。

８番議員　（　中根信一郎　君　）８番、中根です。

今回の案件の関係で、再発防止策的なことで副町長からトップで今後は取り組んでいくというようなお話があったかと思いますが、昨年一昨年の災害というのは、通常時１件、２件の災害の案件があるというような規模ではなく、本当に大きな災害であったと思うわけで、そういったときの通常業務にプラスされて、災害の対応をしなきゃいけないという形になるものですから、やはり人材が不足してるとか、技師等がいないということはもちろんあるかもしれませんが、課の中であれば課のみんなでそういうものに対応していく、またその課の中だけでは対応できなければ、やはり全庁挙げて、全ての人ということではないですが、関われる人みんなでそれを乗り越えていくような体制をとるということが、やはり副町長であり、町長の役目ではないかなと思いますが、再発防止に関わる部分かもしれませんが、そういう体制を考えてらっしゃるかどうか、お伺いをします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）副町長、村松弘君。

副町長　（　村松　　弘　君　）副町長です。

今回このような事態が生じてしまったということで、担当課の中では係を越えて今事務処理にあたっているということで応援をお願いしているところでございます。

いろいろな状況によって、課を越えて応援ということも当然考えられるわけですけども、物によりまして担当課でないとできないようなものもありますし、ほかの課から来てもどうしていいか分からないと、ただ過去に経験したことのある職員が応援するということは当然考えられるわけでして、その辺は今後体制をどうとっていくかというのは検討していきたいと考えております。以

上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）８番、中根信一郎君。

８番議員　（　中根信一郎　君　）今後はそういう体制も考えながら、いろいろ対応していただきたいと思いますし、副町長に関しては建設課にもいたということがあって、それなりの知識、いろいろなことを分かってらっしゃるのかなと思っておりますので、ぜひともそういう通常時と違うようなときには中心になって、知識、お力を出していただきたいなと思います。

もう一点お伺いをいたしますが、今回の件について一応私どももどういう形で公表といいますか、表に出るかは分かりませんが、町民からの問い合わせというようなことが発生する可能性がありますが、町として何か説明といいますか、そういったものをする予定があるかどうか、お伺いします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）副町長、村松弘君。

副 町 長　（　村 松　　弘　君　）今回の件につきましては、ただいま議会で御説明をさせていただいてるということでございまして、あと、職員処分につきまして、懲戒の基準の中に公表の基準というところもありますので、それに合致していれば中身によって公表をしていかざるを得ないと考えております。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に質疑はありませんか。

４番、平川勇君。

４番議員　（　平 川　　勇　君　）４番、平川です。

私は大変な失敗ではないのかとこのように感じておるのですが、皆さんの答弁を聞いていますと、皆さん本当にどう思っているのかなと思います。

こういった失態が国・県から森町というものをどう見られるのか。

民間にもよく言いますけどブラックリストに載ってしまいますと、これはとんでもない話です。

先ほど清水議員も聞きましたけども、担当者が来れば当然また

この再発防止策というものも変わってくるのかなとは思いますが、この責任は担当者、それから担当課長等の処分だけで終わるのか、町のトップである副町長、町長の処分というのは、その処分の対象に自分たちは含まれているのか、いないのか、これをお伺いします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太田康雄　君　）平川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども清水議員の御質問に対してお答えをさせていただきましたが、当然処分の対象にはなると考えております。

ただ対象になるということがイコールどういう処分ということではなくて、処分の対象として考えなければならないとそのように考えているところです。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）４番、平川勇君。

４番議員　（　平川　勇　君　）極端な話しますとテレビでよく見ますが、何か問題が発覚するとトップが辞任しますよとか、そのような話を聞くわけですが、私そこまで言うことはないと思うのですが、処分対象に考えていますよということでよろしいですね。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）町長、太田康雄君。

町　　長　（　太田康雄　君　）再度の御質問でございますが、処分の対象に含まれるとそのように考えております。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）他に質疑はありませんか。

６番、岡戸章夫君。

６番議員　（　岡戸章夫　君　）６番、岡戸です。

皆さんのお話と繰り返しになりますけれども、仕事上の失敗というのは、公務員、一般社会人に関わらず起こりうるものであって、誰もが一度や二度は大きな失敗の経験はあろうかと思います。

私ももちろんたくさん失敗を重ねてきています。

だからといって許されるものではありませんけれども、やはりそこを乗り切るには発生原因と流出原因、この二つを明らかにし

て、発生対策、流出対策を取らなければいけません。

ここでいう流出というのはどこかで間違いがあっても、どこかで止められなかったということです。

行政というこの組織の中で発生した事案である以上、そのシステムや進め方に穴があったと私は考えています。

そこで事実の確認ということで、お聞きします。

時系列を追って発生の経緯ですけれども、令和５年３月31日付け中遠農林第154号−４により令和５年度末までの実施変更を受けたところまでは適切にされていたと認識します。そこまではよかったと。

ですのでそれ以降に問題があったということで、令和５年３月24日から令和６年５月27日までの約１年２か月間の動きをたどる必要があると思っています。

いくら他の災害対応などが追われていたとはいえ、なぜこの間未処理であったのかというところが私としては疑問があり、質問をします。

この中遠農業第154号−4号を受けた後、本事業のこの実施設計委託業務を完了するまでの手続きというのは、具体的にどのようなことがあるのか教えていただきたいのと、またそれに係る仕事量、その手続きというのは具体的には時間になろうかと思いますけれども、どのくらいの時間を要すものなのか、要すればできたのかということを一つ伺います。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）産業課長です。

岡戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なぜこの間、未処理だったのかということでございますけども、中遠から令和５年３月31日に令和５年度までの実施期間の変更を受けてからということでございます。

その後、本来であれば、査定が終わってからその後の工事に向けての委託業務を発注していかなければならないと思いますが、

その間、令和５年６月に台風第２号が発生しまして、その復旧作業に追われていたということで、その事務の流れが担当でも少し順番的なものがちょっと疎かになってしまったのかなというのが一つございます。

その後、私どもがいろいろな箇所がありますので、私達がその整理の意味で処理のスケジュール等示していかなかったというのも原因の一つではあるかなと考えております。

どのような手続きがあるかということでございますが、基本的には、業者を選定してその後、業者と委託契約を結んで工期はいつからいつまでということで業者にお願いをすると、内容的にはこういった設計業務をお願いするという中身を業者に示しまして、その期間の中で業者が成果品を上げてくるというような流れになりますので、手続きといたしましてはその業者が選定されればその後業者が動いていただいて、その中で町がお願いしている内容に沿っているかというようなところを確認して、できあがってくるという形になりますので、担当といたしますとその間の契約期間内のやりとりが主なやる内容になってくるかなと思います。

ですので、その期間がどれだけかかるかということでございますが、担当から聞いている中の話ですと、基本的には査定設計業務を一度は作成していただいているので、あとは用水路として流し出す縁、川から水が用水の方に流れる管の太さがどれぐらいのものが受益面積に対して必要になってくるかというようなところが一番重要なところになるので、そこさえできれば設計はいけるというような話は担当から聞いておりましたので、それほど内容的に大変なこと、すごい手続きが難しいというようなこととは認識はしてなかったというのが現状でございます。以上です。

議　　長　（　吉筋恵治　君　）６番、岡戸章夫君。

６番議員　（　岡戸章夫　君　）６番、岡戸です。

そこの発注という業務が主で、そこをきちっとやっておけばこ

こまで至らなかったというようなことだと理解します。

その発注の内容というのは業者の選定とかその契約内容を対象業者の人と打ち合わせしながら固めていって業者から提出してというそういう流れだと思います。

僕は具体的にそういったことはやった経験がないので分かりませんけれども、ただお話を聞く中ではそんなにすごく時間がかかる内容ではなかったのかなと思います。

ただいろいろな災害処理の中でそれが埋もれてしまったというところがやはり残念だったなというところだと思います。

そこを見ますと、課長も進捗については確認してきたということを話されてますけれども、今回の中でお話を聞いていた限り、問題というのは先ほど説明ありました発注作業、これをいつまでに完了させるという期日をはっきりと示していなかったことに尽きると思います。

確かに「年度内に間に合うか」「はい、間に合わせます」というやりとりはあったかと思いますけれども、それはかなりアバウトで、やはりいつまでに発注を完了して、業者から回答をもらいなさいという指示を出すのがやはり管理職、課長の仕事だと思っています。

その期日を決めるについても一方的ではなくて、その当事者と担当者といつまでなら可能かという話し合いを決めながら、両者で決めてここまでにやろうといったところを持っていくのがやはり課長の仕事かなと思ってます。

約束を決めた期限が近づいてきたら確認をしていく。そこで仮に担当者からこの期日までにやるということでしたけれども、ちょっといろいろな業務が立て込んでて、難しいようで、ちょっと間に合いそうもありませんという回答が来たなら、そこで新たに次いつまでにそれを完了するのかという対応策を練った上で再度期限を決める、そういうことが必要だろうと思います。

その場合によっては、それだけ仕事が立て込んでるのだったら、

課長自らがここは私がやるから、任せろと、そういったこともありだと思います。

それがやはりお互い仕事を助け合って、その課としてのチームとしての仕事を完遂させることだなと僕は思います。

ですからそういった一連の仕事の進め方、バランスなど見渡すことまでがマネジメントだと思います。

ですので、そういった担当課長としてのマネジメントが今回不足していったのが一つ、ここは流出原因、早期に発見するというところだと思いますけれども、そのマネジメントが今回不足していたのが、やはり一つ大きな要因ではなかったと思います。

それで再発防止策として、そういった見える化ということでチェックリストの作成をするということがありましたけれども、お聞きしたいのは、そうするとこれまでそういったチェックリストみたいなのはなかったのですか。

全くないとは僕は思えないのですけれども、そこら辺の実態というのはいかがでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）税務課長。

税務課長　（　長野　　了　君　）今、岡戸議員から御質問がありました。

それこそ昨年度まで課長をやっておりましたので、答えさせていただきたいと思います。

まず課長としてのマネジメント不足ではないかということでございます。そこについてはおっしゃる通りで、私の全くもってマネジメント不足であり、能力不足であります。それは本当にお詫び申し上げます。

私のマネジメント不足、能力アップ不足であるということを前提に昨日も全協のときも少し申し上げましたけども、なぜそういったことがあるか、そういった判断をしたか、その判断は議員おっしゃる通り、私の判断ミスだったと認識しておりますが、担当職員は主幹クラスであって本来ならばそこを司る、自分でスケジュール管理をして、自分でチェックリストを作って、こうなって

いますというのが森町の主幹兼係長の仕事であると思います。

こういう多忙な中であったからこそ、その時点においていろいろ確認はしております。

現場が動いている事業については私ども現場に行って確認したりしております。

本人確かにその事務手続きについては、少し疎かなところがあったのでそこは注意しつつやっておりました。

もう一つ、私が補佐と共に本人に期待していたのは、そこの部分をしっかり任せることによって、本人の能力の向上を図って、それでもって自信を持って次に進む段階にして欲しいというのは本当に正直なところでございます。

ですが、そこの判断を見誤ったというのは、おっしゃる通りでございます。

そういった中で、アドバイスをしながら、寄り添いながら、話し合いながらというのはやるべきことであったのかなと現時点においては思っております。

そのことによって本人も今、辛い思いをしておりますので、それに関しては私の管理不行き届きであり、指導監督が悪かったということの中で、間違いを防止できなかったということでございます。それは本当に申し訳ありません。

チェックリストについては、それこそ事業課においても先ほど申し上げましたように報告を受ける立場でございますので、各主幹クラスがある程度作って、建設課において聞く限りは、そういうものをまず主幹クラスが作って、それを課長に見せて、これでいいですかというようなことを聞きやってるということでございますので、ここに書いてございますように、そこを主幹クラスではなく、管理職もしっかり共有して、それに基づいて事業を執行していくことかなと思っております。

もう一方で発注に関しまして、災害の場合、今回査定設計をする業者が引き続きやることになります。

それは事務の効率化であり、できるだけ災害復旧するということにおいて、そういったことも認められておりますし、県とコンサル会社が災害協定を結んでおりますので、そういった形で進んでおりましたので、本人とするとそれは当然おっしゃるように、発注業務を進めていくのが本来であるのですが、実際上は業者と話ができる状況であったと、具体的に話自体は進んでいたという状況であったので、その点がこちらの指導がちゃんと発注して、そういう手続きを踏んでやっていくというところを、指導すべきであり、そこについてこちらとすると実態の中身が進んだ時点において、発注作業に移るだろうというところ、認識があったということでございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）副町長、村松弘君。

副町長　（　村松　　弘　君　）副町長です。

先ほどのスケジュール管理の件でございますけども、今税務課長が答弁したのに加えまして少し補足させていただきますと、私の知る限りでは建設課と上下水道課については、各事業ごとのスケジュール管理表を作って、発注が終わったか、どこまで進んでいるかというような管理をしております。

これは、建設課の道路工事と上下水道課の水道管の埋設、それから下水道管の埋設、これがお互いに工事の重なるところがありますので、お互いに進捗を把握しながらやらないと工事ができないというようなことも必然的に発生してきますので、そういった面からも有効にそこは活用されているかなと思っております。

それから最初に再発防止策のところでもお話をしましたけども、工事に限らずほかのソフト事業についても当然必要になってくる進捗管理ということでございますので、ここについては各課にそういうシステムを作るように、全て徹底していきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）６番、岡戸章夫君。

６番議員　（　岡戸章夫　君　）このマネジメントというところで、先ほ

どお話しましたけれども、これは今回の産業課に関わらず全庁の各課のいろいろな課でも言えることだと思いますし、仕事の進め方ということで、やはり期日を決めてここまでにやる、そこをチェックしてそこが難しいよであれば、次の対応を取るといういわゆるＰＤＣＡになりますけれども、やはりそこは仕事の進め方として、一番肝かなと思っています。

それからもちろん私も担当者に対しては、今非常に辛い思いというか、一番本人が悔やんでいるのではないかなと思いますけれども、そういったものを乗り越えていただきたいと思って、早くカムバックしてほしいなと思いますし、何より組織がこれを教訓にして、より強く抜けのない組織になっていっていただきたいという思いです。

先ほど、対策の一つに副町長から抜き打ちで時々チェックをやりたいと言っておられましたけれども、僕は抜き打ちはあまり効果がないのではないかなと思います。

そこは捉えようだと思うのですけれども、やはり定期的なチェックとか、さっき言った基本的なマネジメントに尽きると思います。

僕らも会社員時代は経験ありますけれども、抜き打ちがあるというとやっぱり気が抜けないというところはあるので、全く効果がないとは思いませんけれども、そこよりはやはり信頼関係を持ってやっていこうという気持ちの方が大切かなと思います。

それとやはりＤＸという話も出ましたけれども、まさにそれでこういったミスを防ぐためにＤＸを推進して、僕も時々言いますけど、共有クラウド化して、誰もがそういった進捗状況を確認できるシステム、そういったところはやはり急務かなと思っております。それをちょっと今、感じました。

そして最後の質問ですけれども、今回返還処置はしなくてはいけないということで補正が上がってるのですけれども、返還ということを前提にして全てが動いているのですけれども、返還しな

ければいけないとていうのは僕もそういうルールというのかな、そういうものだとは重々承知はしていますけれども、そもそも論ですけれども、今回こういう事案が発生したということで、この事業の内容というのが観光政策とか、産業振興とかいう一般的なものと違って災害復旧という誰も望んでその事業をやるわけではなくて、こういった災害に対しての修理をしていくということなので、確かにそういった国のルール、県のルール等はあるのかと思いますけれども、何とか返還をしないでいただけるようなお願いといいますか、そういったことができないものか、僕は思いますけれども。

100パーセントできないとは思うのですけれども、そういった交渉をするというアクションを、やはり町としてやっていただきたいなと思います。

本来であれば、国からの交付金でできた事業が自腹でやらなければいけない。

それも災害の復旧、そういったところを加味すると本来いろいろな事業に充てられる財源がそこに使わなければいけない、非常に町としてもダメージは大きい。そういったところで、ルールはルールでは分かりますけれども、そういったところを町や県にお願いすることはできないでしょうか。お伺いします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）税務課長。

税務課長　（　長野　　了　君　）税務課長です。

岡戸議員おっしゃるように貴重な財源でありますし、今回こういうことに至った責任というのは非常に痛感しております。

そういった中で、今回の状況とすると経緯書２ページの９行目です。また担当職員は、補助金申請概算払い請求、実績報告等の事務処理についてというこの概算払い請求の時点で中身とすると、何月から何日で契約済みということが書いてあります。

ですので、県としてもそういうものが出てきた以上、進んでいるんだなということになりますので、その時点で、例えば県が添

付書類として契約書の写しであるとか、そういったものを要求なり、それが義務付けられているとすると、その時点で判明して、いやいやという話になるのですが、そこは添付することが義務付けられていないので、県とするとそういう報告が出てきた以上、補助金が入って１回来てますのでそういったことを考えると、そういう町の立場としては、先ほど信用問題ということがございますけれども、やはりそういった状況の中でなかなかそういうことを要求するというのは難しいのかなとなりますので、法律におきまして補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ということがございますので、補助金全体に関する法律でございますけれども、その中での決定の内容に返還の決定の内容とみなされるとすると、当然、国・県についてもその法律に基づいて返還命令をすると、こういった形になると思われますので、お気持ちも分かりますし、非常に貴重な財源、こういった厳しい財政状況の中で本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでございますが、なかなかその点については難しいのかなとは思ってます。

なお今、県が国と話している中で、補助金返還命令の決定までは行ってないということでございます。

手続きとすると、事業実績報告の中には、この実施委託のは入ってはいません。

というのは、結局事業実績報告をやったと出したのですけど、そこの時点においては契約書の写しであるとか、そういったものが求められていました。

そこは添付できないということであるので、事務の流れとすると、事業完了にはなってなくて、交付の確定までは行ってないです。

そこの時点でどう国が判断するかというのはあるので、もう交付確定したりしてるとまたちょっと事象が違うのかもしれませんが、いずれにしろ終わったという報告を受けて、終わるという報告を受けて、概算払い請求を３月の頭にしてますので、なかなか

厳しいのかなと思ってはいます。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に質疑はありませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員　（　亀 澤　　進　君　）12番、亀澤です。

先ほどもお話がありましたが、この未決裁ということで未決裁というのはこの決裁を事後決裁もしてなかったのかと、またほかにも業務を受けてると思うのですけど、そういったことについてもこれまで未決裁で業務を続けてきたのか、また事後決裁だったのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）亀澤議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、未決裁で行っていました。

表現がいいのか分かりませんけども、本人の中では後で整理していけばいいかなという、いろいろな事業があったものですから、そういった考え方も一つあったのかなとは思っております。

他の業務もどうかということでございますけども、他の業務についても一部そういった事例はございますけども、ほかの工事の現場につきましてはそういった内容も含めまして課の中で全て見直しをしながら、内容を確認してございますので、ほかの災害業務の場所につきましては全て事務は整っているというような形になってございます。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）12番、亀澤進君。

12番議員　（　亀 澤　　進　君　）基本のことだと思うのですけど、決裁を上げて、下りてくるまで業務を進めないというのは、スピードを求められてる中では決裁が後になってしまうというのは往々としてあるのかなと思います。

これが今回のこの産業課だけでなく、庁舎全体でこういう状況は起きてないのでしょうか。

決裁をちゃんと上げて下りてくる、そしたら事業を進めるとそういった動作はできているのかなと。できていればもしかしたら

ここまでの事件は起きなかったのかなと。

今回ある程度信頼関係が構築された中で起きてしまった事案なのかなと思いますので、やはり町民からは早くしろとスピードを求められてはいますが、もちろん議会側も言いますけど、基本的な動作というのはちゃんとしなければいけないのかなと。

副町長も電子決裁という話もしておりましたけど、そこじゃないかなと自分は思います。

再発防止策の中にもちょっとその辺りが書かれてなかったと、ちょっと読み取れないので、この決裁というやはり重要なことなんで今一度その決裁について、お答えをお願いしたいと思います。

この庁舎内全体で事後決裁、または決裁処理自体が遅れて後から決裁されているようなことが起きていないのか、お答えをお願いします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）ここで、しばらく休憩します。

（　午後　２時０１分　～　午後　２時１０分　休憩　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長、村松弘君。

副 町 長　（　村 松　　弘　君　）副町長です。

決裁の件につきまして、答弁させていただきます。

決裁の事務手順につきましては、先ほど亀澤議員おっしゃったように決裁を受けた後に提出するという事務を進めていくというところが原則でございます。

ただ今はメールで照会文書が来て、期限がその日の夕方とか、翌日とか、そういった期限で切られてくるものがございます。

そういった場合には各専決の区分に従いまして、例えば、町長まで話が通っていないと困るものについては、事前に決裁文書の前に書類を持って町長まで話を通して、了解を得た後に文書を発送し、書類としてはその後、印鑑を押す書類が回ってくるというようなことが実態としてはございます。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）12番、亀澤進君。

12番議員　（　亀澤　　進　君　）やはりスピードを求められてるものについては、そのような決裁を飛ばしてしまうとそういったことが起きると思うのですけど、そういった事業とまた補助事業とかそうなのかもしれないですけど、そうでないものとしっかり区別といいますか、そういったルール作りをしておかないと慣れてしまって、できるのにしなかったりとか、そういうことも起きてしまうのかなと思いますので、後でやればいいやという、これはやはりミスの元になってしまうではないかなと思いますので、今一度この決裁のルールをしっかり作るべきといいますか、見直すべきだと思います。いかがでしょうか。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）副町長、村松弘君。

副町長　（　村松　　弘　君　）おっしゃるとおり、ルール作りは非常に大切なものじゃないかと考えております。

それと併せて職員の教育というところに目を向けますと、研修は実施はしておりますけども、新しく入ってきた職員については公務員・行政マンとしてのルール、その辺からやはりもう一度教え直していかなければいけないというような作業も必要かなと思っておりますので、併せて実施をしていきたいなと考えております。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）他に質疑はありませんか。

１番、増田恭子君。

１番議員　（　増田恭子　君　）増田です、お願いします。

今回の事業が災害復旧の事業ということですけれども、先日の全員協議会の資料の今後のスケジュールというところで、先ほどからいくつか質問として挙がってます工期が令和７年３月下旬ということでスケジュール立てをされておりますけれども、今回のこの件がなかったときの、最終的な工事終了というのがいつまでだったかということの確認と、あとこのことを今回補正予算が上がっているんですけれども、今後進めていくというスケジュールの中の予定では令和７年３月下旬には復旧工事が終わるというこ

とだと思われるのですけれども、そこまでにどのぐらいの差が、実際にその現場の復旧に対してのその工期の差が出たのかというところを伺いたいです。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）産業課長です。

増田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどもお話をさせていただきましたけども、河川協議の状況にもよりますけども、12月ぐらいまでには設計を終了して、来年３月ぐらいまでに工事を完了したいという目標を持ってございます。

ただ先ほども言いましたように、河川協議の状況で少しずれ込んでしまう場合もあるかもしれないということだけちょっと御承知をいただければと思います。

また、今回このようなことになってしまいましたけれども、こうならなかったらどうかというようなお話、工期の差だと思いますが、順調にいっていれば、この設計業務が10月ぐらいまでには間に合って、その後10月から３月までの工期ということで考えられたかなということで、河川協議の状況にもよりますが２か月ぐらいのずれが生じてしまったのかなという気はしてございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）１番、増田恭子君。

１番議員　（　増田恭子　君　）２か月ぐらいの遅れになるのではないかというお話でしたけれども、受益者がいらっしゃるということと町民に今後そこの工事どうなってるのかという話になったときに、どのようなタイミングでどう説明をするのかというのをもう一度教えてください。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗田俊助　君　）増田議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

一宮地区の人にどういった説明をするかということですけど

も、河川協議の状況にもよりますので、今こういった状況で進めてますということは常時伝えていきながら、また委託が終わって工事が発注できるような形になれば、またその時点でも地元の人には、説明をしていきたいと思っております。

現状でございますけれども令和４年９月に被災をしまして、その後からは川からポンプアップをして今まであった用水のところまでポンプ２本で、川から水をくみ上げて水を確保している状態でございます。

本年度は２年目になるのですが、本年度についてもそういった形で、水が行くような手配はさせていただいております。

また大水が出る前も地元の人のところに行って、一度ポンプは引き上げさせてもらいます、またちょっと入れるときはまた御迷惑かけるのですけども、入れてくださいというような話は代表者にいつもお話はさせていただいておりますので、そういった形で今のところ一宮の水稲作付けには影響はないということで進めさせていただいている状況でございます。

ですので、今後も日程等が決まっていく段階になりましたら、また地元にも説明をしていきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に質疑はありませんか。

７番、加藤久幸君。

７番議員　（　加 藤 久 幸　君　）７番、加藤でございます。

先だっての全協の説明の中で担当職員への精神状態が不安定であるというお話がありました。

聞き取りができないということですが、聞き取りを早く進めるためにも、この担当職員Ａには早く回復をしていただきたいと思います。

この担当職員の心のケアは今どうされてるか、そこら辺をお伺いをいたします。

ここは何度ものことになりますけども、先ほどの佐藤議員からの質問とちょっと重なりますけども、確認のためにもう一度お願

いしたいと思うのですが、上司からは事業の進捗状況について何度も確認したが、担当職員からは年度内に完了するという報告があり、それ以上の確認は行わなかったという文章がありますが、何度もというのは通常は３回、４回ということになろうかと思いますが、１度目にどこまで確認した、２度目にどこまで確認したら、３度目はどこまでやったという詳細が分かれば時系列で教えていただきたいと思います。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）総務課長。

総務課長　（　平 田 章 浩　君　）総務課長です。

加藤議員の最初の心のケアの部分について、町としての制度的な話をまずさせていただきたいと思います。

今年度当初予算をとりまして、医師にかかるほどではない少し調子が悪い人については、月に１回希望者にダイジョブプロジェクトの人に来ていただいて、ケアといいますか、面接といいますか、そういったものを実施しておりますので、そういったところに希望してくれば、そちらを受けるということは可能でございます。

今、実際に産業課でどのようなケアをしてるかということは、また産業課長に答弁をしていただきます。

それと、この業務につきまして非常に負担がかかって業務をしていて、今精神的に少し落ちているというようなこともありますので、7月１日に人事異動をしまして、ほかの課に異動をします。

ですのでこの業務につきましては、７月１日に来る別の職員が担当するというようなことで人事異動を実施をします。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）産業課長。

産業課長　（　栗 田 俊 助　君　）産業課長です。

今のケアの状況ということでございますけども、この災害の事業等についてはあまり触れないような形で話をしております。

そのほかの仕事についてはコツコツとやっている状況でございますので、顔色等を見ながら話をしたり、これはどうというよう

な話で災害とは別の仕事の中では話をして、あまり仕事上でプレッシャーのかかるようなこちらからの発言や言い方とかそういったことに気をつけながら、今仕事をしていただいてるという形でございます。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）税務課長。

税務課長　（　長野　了　君　）税務課長です。

何度もというのを時系列でということでございます。

それこそいろいろな事業がある中でございましたので、どういったときに確認をしてたかというと、例えば補正予算を組むときでありますとか、ほかの三倉頭首工の事業が一段落したときであるとか、後は、来年度の当初予算を編成するときであるとか、12月補正でほかの災害復旧の手数料を上げるときに、この事業はどうなってるとかということを確認しております。

その段階でその時々で、具体的にはどこまでいってるのという話をしたときも、先ほど現産業課長から言いましたように水の取り入れ口のところを協議してますとか、そういった発言もありましたので、実態とすると、こちらとすると甘かったのですけども、業者とは話を進めているのかなというところでありましたので、その言葉を信じてというところは、先ほどから何度も申して御指摘をいただいて、私からも申し上げておりますが、そこをしっかり確認を、書類なりなんなり、そしてまた具体的にもう少し話を詰めていくという作業が必要であったかなとは思ってますが、今、加藤議員からお尋ねの件につきましては、今申し上げた通りでございます。

それは現産業課長の補佐と一緒になりながら、現場も確認しその協議についても一緒に話をすることもありましたし、個別に話をするときもありました。以上です。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）７番、加藤久幸君。

７番議員　（　加藤久幸　君　）ぜひ心のケアはしっかりされていただければと思います。

そこが一番の解決になるのかなと考えております。

それから、何度もというのはその都度その都度ということで回数にしては、そこら辺はまだということですよね。

担当職員のここができなかったということですが、毎年行ってるのか、２年に１回行ってるのか分かりませんけども、職員の人事考課はどうだったのですか。そこら辺もお伺いします。

議　　長　（　吉筋惠治　君　）税務課長。

税務課長　（　長野　　了　君　）税務課長です。

回数について、それが４回だったのか６回だったのかというのは、記録に留めてないので分かりませんけども、少なくとも４～５回以上は当然災害復旧事業の中で、河川協議もあるという中で、現産業課長も私も気にしてたところでございますので、それ以上は確認をしていたというところでございます。

本人がどこまでそれを覚えてるかというのは少し分からないですが、先ほど産業課長からありましたように、本人の中ではいろいろ見積もる中で終わるであろうと、自分の中の確証がその時期によって違ったかもしれないですけども、私どもは、やはり本人はそう本当に思ってやっていたと思っておりますが、結果としてはそうならなかったと理解しておりますが、そこについてまだしっかり本人に聞き取りができてない状況でありますので、今発言したことが確かかどうかところについては御理解いただきたいと思います。

人事考課については、それこそ一生懸命災害復旧事業をやっておりました。

確かに事務のところで気になるとこありましたが、もう一つは先ほどからありますように主幹兼係長ですと、分かりやすく言うとプレーヤーでもあるし、マネージャーでもある立場でもあるので、係内の事業をうまく係員に振り分けたり、そこの事業の進捗管理をしたりというのは苦手であったというのは認識しておりますので、そこは人事評価の面においては、その当時の補佐がしっ

かり係長にその部分は不足しているから頑張ってくれよと、だから自分で足りない分はしっかり振ればいいよと、しかしながら、そういう立場だったら大変だけども、しっかり事業把握をしてやっていった方がいいねということは、その当時の補佐から、アドバイスをしているということも私は補佐からちゃんと聞いて、その上で評価をさせていただいているというところでございます。

職員によっていろいろなタイプがいます。マルチタスク、要は段取りを組んでいっぱいの仕事を上手くできる者もいますし、一つの仕事が終わらないと次に取りかからない職員もいると。

ですが、やはり主事から主査になって、主幹クラス、係長クラスになれば、当然そこらのスキルを得てもらう作業が必要ですので、そういったアドバイスをしながら、実際は人事評価をして私もそれに基づいて評価をしていたというところでございます。以上です。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

７番、加藤久幸君。

登壇願います。

７番議員　（　加 藤 久 幸　君　）７番、加藤久幸でございます。

私は「令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）」、令和４年度補助災害復旧事業の未執行案件について、反対の立場から討論します。

令和４年度補助災害復旧事業について、一部事業が執行できなかったため、当該災害復旧事業に係る国庫補助金を返還する案件について、国庫補助金については最終的にはお返しをしなければいけないことは理解をしています。

しかしながら、その過程に問題があると思います。

一つ目に、担当職員からは聞き取り調査が実施できておらず、詳細が未確認であること。

二つ目に、責任問題も明確にされていません。本事案は担当課長が最終確認を怠ったことにより生じている問題であり、民間一般企業であれば、担当課はもちろんのこと、最高責任者の責任は免れません。

この二つの問題が早期に解決されなければ、国庫補助金の返還は拙速であると考えます。

議員各位におかれましては、超党派で同じ方向を向き、賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に討論はありませんか。

３番、佐藤明孝君。

登壇願います。

３番議員　（　佐 藤 明 孝　君　）３番、佐藤明孝でございます。

ただいま上程されました追加議案「令和６年度森町一般会計補正予算（第５号）」につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

今回の案件につきましては、確かに話を聞けば職員の未執行という不祥事によるものということが当然でございます。

それに伴いまして、そこに鎮座する各課長等幹部のチェック不足もやはり責められるべきものと感じております。

しかしながら今回のこの補正予算、何のために組まれたのかという根本的なものを考えていただきますと、やはり町民の不利益をなくすため被災を受けた場所の早期復旧のために編成されたものでございます。

こういった予算を否決という形をとれば、これは誰が被害を被ってしまうのか、現場はもとよりやはり町民の皆様方に一番甚大な被害が降りかかるということは目に見えております。

したがって、町当局の責務といたしましても、やはり今回のこの補正については、ぜひ議員の皆様方、そういった町民のために

行われる事業であるという根本的なところをぜひ御理解いただきまして、賛成という形で御賛同願えればと思います。

くどいようでございますけれども、あくまで今回の件につきましては、町民のためにいち早く行う、まずは被災場所の原状復帰を果たす、これが一番大事なことでございます。

したがって、こういったところをぜひ御理解の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）他に討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）「討論なし」と認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　多　数　）

議　　長　（　吉 筋 惠 治　君　）起立多数です。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年６月森町議会定例会を閉会します。

（　午後　２時３９分　閉会　）

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和６年６月２６日

森 町 議 会 議 長

会議録署名議員

同　　上